

鹿島市公告第5-2号

肥前鹿島駅周辺整備駅前広場等基本設計業務受託候補者選考に係る
公募型プロポーザルを実施するので次のとおり公告する。

令和6年4月5日

鹿島市長 松尾 勝利



1. 業務概要

(1) 業務名

肥前鹿島駅周辺整備駅前広場等基本設計業務委託

(2) 業務概要

肥前鹿島駅周辺を整備するにあたり、鹿島市で過去定めた全体構想や基本計画、また、佐賀県で実施している肥前鹿島駅エリア空間デザインプロデュース業務の内容に基づき、駅前広場等の利活用計画及び基本設計を作成する。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

2. プロポーザルの実施方針

(1) 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格を証する資料等を提出するものとする。なお、次に示す第一次及び第二次選定は、「肥前鹿島駅周辺整備駅前広場等基本設計業務受託候補者選定委員会」（以降、選定委員会と称す。）が行う。

(2) 第一次選定

参加表明書及び技術提案書等を提出した者について、選定委員会の書面審査により、プレゼンテーション及びヒアリングを要請する第一次選定の通過者を決定する。

(3) 第二次選定

第一次選定の通過者によるプレゼンテーション等を実施し、優先交渉権者と次点者を決定する。

3. プロポーザルの日程等

(1) プロポーザルの日程 (予定)

	項 目	日 程
①	プロポーザル開始公告・実施要領等の公表	令和6年 4月 5日(金)
②	参加表明書等、参加申込時の提出書類に関する質疑・回答書の提出期間	令和6年 4月 5日(金)から 令和6年 4月 9日(火)まで
③	②の質疑に対する回答	令和6年 4月11日(木)
④	参加表明書等の提出期限	令和6年 4月15日(月)
⑤	参加資格要件の確認結果通知	令和6年 4月18日(木)
⑥	技術提案書等の提出書類に関する質疑・回答書の提出期間	令和6年 4月15日(月)から 令和6年 4月19日(金)まで
⑦	⑥の質疑に対する回答・公表	令和6年 4月24日(水)
⑧	技術提案書等の提出書類の提出期限	令和6年 5月 7日(火)
⑨	第一次選定結果の通知	令和6年 5月15日(水)
⑩	第二次選定に関する質疑・回答書の提出期限	令和6年 5月15日(水)
⑪	⑩の質疑に対する回答・公表	令和6年 5月16日(木)
⑫	第二次選定(公開プレゼンテーション、ヒアリング)	令和6年 5月下旬～6月上旬
⑬	第二次選定の結果通知	令和6年 5月下旬～6月上旬
⑭	契約締結	令和6年 6月中旬予定

※本プロポーザルに係る全ての問合せ・質疑・書類の提出等は、平日午前9時から午後5時まで、事務局で受付けるものとする。

※第一次選定の審査結果は、参加者に対しそれぞれ文書にて通知する。

第二次選定の結果は、ヒアリング参加者にそれぞれ文書にて通知し、優先交渉権者及び次点者については鹿島市ホームページで公表する。

(2) 実施要領等の公表及び入手方法

実施要領等は鹿島市ホームページにおいて公表するものとし、令和6年4月5日(金)からダウンロードできる。

鹿島市役所ホームページ <https://www.city.saga-kashima.lg.jp>

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 応募代表者を予定業務の管理技術者とする他、土木分野・造園分野・建築分野・利活用分野の技術者を配置した業務実施体制を形成すること。業務実施体制については、技術提案書にて内容が確認できること。なお、専門分野が複数あるため、複数企業による構成も可とする。代表者は1者でも共同企業体でも可とする。
- (2) 管理技術者は技術士法（昭和58年4月27日法律第25号）による技術士〔建設部門又は総合技術監理部門（都市及び地方計画）〕又はRCCM（都市及び地方計画）の資格を有する者又は建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）による一級建築士であること。
- (3) 業務実施体制のチーム内には、建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）による一級建築士を含むこと。また、同法第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている企業を含むこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (5) 本プロポーザルの公告から契約締結までの間、鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成30年訓令甲第10号）別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる要件に該当しない者であること。また、いずれの自治体等においても指名停止を受けていないこと。
- (6) 参加者の所在地において納税すべき全ての国税、都道府県税、市町村税において未納又は滞納が無いこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 本プロポーザル公告から契約締結までの間、営業停止中でないこと。

本プロポーザルの参加表明書の提出期限から契約の日までの間に、参加資格要件のうち、いずれかひとつでも満たさないことが明らかになったときは参加資格を取り消すこととする。

5. その他

- (1) 参加者が1者の場合でも成立するものとする。但し、評価基準等に基づき評価を行い、その結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、優先交渉権者として選考しない。

- (2) 技術提案書等の作成に要した費用、旅費等、本プロポーザルの参加に要する一切の費用は参加者の負担とする。
- (3) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、本事業を中止する場合がある。この場合鹿島市は、参加者に対して一切の責任を負わない。
- ・ (4) その他詳細は別途公表する肥前鹿島駅周辺整備駅前広場等基本設計業務候補者選定公募型プロポーザル実施要領等を参照のこと。

6. 事務局

鹿島市 建設環境部 鹿島駅前周辺整備推進室
〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分2 6 4 3 番地1
TEL0954-63-3414 FAX0954-63-2313
Eメール toshi@city.saga-kashima.lg.jp